公益信託荒木信次記念交通遺児育英基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
　計二名に対し、総額十万円の奨学金給付事業を行った。
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　二七、六七五、七四三円
負債合計　〇円
正味信託財産　二七、六七五、七四三円
　平成二十六年八月十八日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
　公益信託荒木信次記念交通遺児育英基金
　受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託佐田一郎記念奨学基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
　計二十一名に対し、総額二百四十万円の奨学金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　七二、四一〇、七七一円
負債合計　〇円
正味信託財産　七二、四一〇、七七一円
　平成二十六年八月十八日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
　公益信託佐田一郎記念奨学基金
　受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託人志奨学基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
　計四十名に対し、総額九百四十八万円の奨学金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　一三一、四七四、四五一円
負債合計　〇円
正味信託財産　一三一、四七四、四五一円
　平成二十六年八月十八日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
　公益信託人志奨学基金
　受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託日本白血病研究基金平成二十五年度決算公告

一、事業概要
　計二十四名に対し、総額千六百万円の助成金支給事業を行った。
二、財産目録　平成二十六年三月三十一日現在
資産合計　二四五、六五一、一七二円
負債合計　〇円
正味信託財産　二四五、六五一、一七二円
　平成二十六年八月十八日
　東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
　公益信託日本白血病研究基金
　受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

　岡山市南区妹尾三四一八番地の二
　破産者　不二交通工業株式会社
　右の者に対する岡山地方裁判所平成二十三年（フ）第六九二号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。
一、配当に加えるべき債権の総額
　金三六五、五八四、三九八円
一、配当することのできる金額
　金一四、二三四、七八九円
　平成二十六年八月十八日
　岡山市北区富田町二丁目四番一七号ヒルトップ富田町ビル三階
　破産管財人　渡辺　勝志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道札幌市北区篠路九条四丁目八番、最後の住所札幌市北区篠路九条四丁目八番一八号
　被相続人　亡　近藤　時子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月十八日
　事務所札幌市中央区大通西一一丁目四番地
　登記センタービル四階ちくま法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍北海道天塩郡豊富町字豊富西三条五丁目、最後の住所北海道天塩郡豊富町字上サロベツ二〇〇五番地の二九特別養護老人ホーム温心園
　被相続人　亡　檜森　敏子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月十八日
　北海道稚内市緑三丁目八番一〇号パークサイドマンションⅡ一階三〇五号室
　相続財産管理人　河田　裕行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字日向前一八番地五、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　添谷　滋
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月十八日
　福島市白河市明戸一一四番地二
　相続財産管理人　弁護士　吉川　幸雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県館林市羽附旭町一一四六番地、最後の住所群馬県館林市当郷町一九三番地
　被相続人　亡　村田スミ子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月十八日
　群馬県太田市安良岡町二四二―二太陽ビル二階東　フルール法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　中山　弓子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍群馬県沼田市栄町四五番地八、最後の住所群馬県沼田市薄根町三六五六番地二
　被相続人　亡　小林　智頌
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月十八日
　群馬県沼田市鍛冶町三九五六番地二みなみコーポ一〇一Ｒ　群馬沼田総合法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　中嶋　歩積

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍広島県山県郡北広島町壬生二四〇番地、最後の住所横浜市中区本牧大里町九番七号
　被相続人　亡　住田　榮子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月十八日
　横浜市中区南仲通一丁目六番関内ＮＳビル二階
　相続財産管理人　弁護士　庄司　道弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

　本籍東京都昭島市玉川町三丁目八二七番地五七九、最後の住所横浜市青葉区荏田北一丁目五番地八　メイプルコート江田一〇一
　被相続人　亡　早川　幸子
　右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
　右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
　平成二十六年八月十八日
　横浜市中区太田町一丁目四番地二関内川島ビル七階
　相続財産管理人　弁護士　橋本　吉行

原子力損害賠償支援機構債についてのお知らせ

原子力損害賠償支援機構債の債権者各位

　原子力損害賠償支援機構は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）の施行により、本日付けで原子力損害賠償・廃炉等支援機構に名称を変更しました。
　また、同法による改正前の原子力損害賠償支援機構法第六十条第一項の規定により当機構が発行した原子力損害賠償支援機構債は、同法による改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「新法」という。）の適用については、新法第六十条第一項の規定による原子力損害賠償・廃炉等支援機構債とみなされます。
　つきましては、本日以降、原子力損害賠償支援機構債の債権者への通知は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の名義にて行われますが、当該債券に関する権利関係は従前のとおりとなりますところ、念のため申し添えます。
　平成二十六年八月十八日
　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号共同通信会館
　原子力損害賠償・廃炉等支援機構
　理事長　杉山　武彦